

板橋区私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱

(令和2年3月25日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区内に所在する私立幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）（以下「私立幼稚園」という。）が新型コロナウイルス感染症対策を実施する事業に対して、その経費の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができる環境を整備することを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、私立幼稚園が新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品（子ども用マスク、消毒液等）、感染防止用の備品等の購入に関する事業及び新型コロナウイルス感染症対策を徹底するために必要な業務を支援するための事業とする。

(補助事業の実施期間)

第3条 補助事業は、交付年度の3月31日までに完了しなければならない。

(補助対象経費)

第4条 この補助金の対象となる経費は、次の各号に掲げる経費のうち、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が発生した私立幼稚園が、感染症対策の徹底を図りながら保育を継続するために必要となる経費とする。

- (1) 私立幼稚園が保健衛生用品、感染防止用の備品等の購入に要する経費
- (2) 前号に掲げるもののほか、私立幼稚園が新型コロナウイルス感染症対策の取組を徹底することに伴う業務量の増への対応に必要なかかり増し経費（人件費（ただし、預かり保育を実施したことに係る経費に限る。）、旅費、需用費、通信費、リース料、研修参加費等）

(補助金交付額)

第5条 この補助金の交付額は、別表により算出された額を予算の範囲内において交付するものとする。

(交付申請)

第6条 この補助金の交付申請は、別に定める期日までに板橋区私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付申請書（別記第1号様式）に関係書類を添えて、私立幼稚園の設置者（以下「設置者」という。）が区長に対して行うものとする。

(交付決定及び通知)

第7条 区長は、前条の申請書を受領したときは、関係書類を審査したうえで、補助金を交付すべきか否か決定するものとする。

2 区長は、補助金の交付を決定したときは、板橋区私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、また交付しないことを決定したときは、

その理由を付した通知書により、設置者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 この補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、区長は、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容を変更するものとする。

(実績報告)

第9条 設置者は、補助事業が完了したとき、補助事業を中止したとき又は補助事業を廃止したときは、別に定める期日までに、板橋区私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金実績報告書（別記第3号様式）に関係書類を添えて、補助事業の実績を区長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 区長は、前条の規定による実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、板橋区私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金確定通知書（別記第4号様式）により、設置者に通知するものとする。

(交付請求)

第11条 前条の規定により、補助金の額の確定の通知を受けた設置者は、板橋区私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付請求書（別記第5号様式）により、区長に請求しなければならない。

2 区長は、前項の規定により補助金の請求を受けたときは、速やかに支払うものとする。

(決定の取消し)

第12条 区長は、設置者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他の法令に基づく命令に違反したとき。
- (4) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

2 前項の規定は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(補助金の返還)

第13条 区長は、第8条及び前条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 第10条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超えた額についても同様とする。

(違約加算金及び延滞金)

- 第14条 設置者は、第12条第1項第1号から第3号までの規定により補助金の交付の決定が取り消され、その返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 設置者は、補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 3 前2項の場合において、区長は、やむを得ない事情があると認めるときは、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止)

- 第15条 設置者が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その設置者に対して、ほかの同種の事務又は事業について、交付すべき補助金等があるときは、区長は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額を相殺することができる。

(財産処分の制限及び財産の管理)

- 第16条 設置者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、補助金等に係る予算の執行と適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第4号及び第5号の規定により処分を制限する取得財産等並びに同施行令第14条第1項第2号の規定により処分を制限する期間は、文部科学大臣が別に定める期間とする。
- 2 設置者は、前項に定める期間を経過するまでは、区長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 3 区長は、前項の承認を受けて財産を処分することにより設置者に収入があった場合には、その収入の全部又は一部を区に返納させることができる。
- 4 設置者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額)

- 第17条 設置者は、事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに仕入控除税額報告書（別記第6号様式）により区長に報告しなければならない。
- 2 区長は、前項の報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を区に納付させることができる。

(調査)

第18条 区長は、補助金に関し必要と認めるときは、補助金の交付を受けた設置者に対し報告を求め、又は実地に調査を行うものとする。

(関係書類の保管)

第19条 補助金の交付の決定を受けた設置者は、補助金及び補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを補助事業の完了した年度終了後5年間保管しておかなければならない。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）によるものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会事務局次長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年3月25日から施行し、令和2年1月16日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和2年9月9日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和3年9月24日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和4年10月6日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和5年11月6日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別 表（第5条関係）

補助対象経費	1園当たりの 補助基準額
<p>（1）新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、私立幼稚園が保健衛生用品、感染防止用の備品等の購入に要する経費</p> <p>（2）私立幼稚園が新型コロナウイルス感染症対策の取組を徹底することに伴う業務量の増への対応に必要なかかり増し経費（人件費（ただし、預かり保育を実施したことに係る経費に限る。）、旅費、需用費、通信費、リース料、研修参加費等）</p>	<p>園の認可定員により以下の基準額とする。</p> <p>① 19人以下 300,000円</p> <p>② 20人以上59人以下 400,000円</p> <p>③ 60人以上 500,000円</p>

（注）設置者が令和5年度に実施する補助事業に限り補助対象とする。

板橋区私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付申請書

(宛先) 東京都板橋区長

幼稚園名		
所在地		
設置者	住所	
	名称	
	代表者氏名	

このことについて、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額

金 _____ 円

2 添付資料

- (1) 交付申請書（補助金申請内訳）
- (2) 購入する物品等の一覧を示す計画書
- (3) かかり増し経費に係る確認書
- (4) かかり増し経費の算出根拠資料
- (5) その他参考資料

交付申請2

(1) 補助金交付申請額内訳

①幼稚園名	②幼稚園購入物品名	③幼稚園購入経費等	④ ③のうち かかり増し経費に 係る経費	⑤認可定員数	⑥上限額	⑦交付申請額 (1園当たり500千円以内) ※③と⑥を比較し少額の方 ※千円未満端数切り捨て
総額						
内訳					500,000	
					500,000	
					500,000	
					500,000	
					500,000	

(2) 確認欄

上記(1)の購入物品が新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要な物品であることを確認した。

上記(1)の幼稚園において新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が発生したことを確認した。

年 月 日

板橋区私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった板橋区私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金について、下記のとおり交付決定したので、通知します。

記

1 補助金の交付決定額

_____円

2 補助条件

板橋区私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱を遵守すること。

板橋区私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金実績報告書

(宛先) 東京都板橋区長

幼稚園名		
所在地		
設置者	住所	
	名称	
	代表者氏名	

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった板橋区私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額

金 _____ 円

2 補助金執行額

金 _____ 円

3 添付資料

- (1) 実績報告2（補助金執行内訳）
- (2) 契約書、納品書、請求書及び領収書の写し
- (3) かかり増し経費に係る確認書
- (4) かかり増し経費の算出根拠資料
- (5) その他参考資料

実績報告2

補助金執行内訳

①幼稚園名	②幼稚園購入物品名	③幼稚園購入経費等	④ ③のうち かかり増し経費に 係る経費	⑤認可定員数	⑥上限額	⑦補助金執行額 (1園当たり500千円以内) ※③と⑥を比較し少額の方 ※千円未満端数切り捨て
総額						
内訳						

別記第4号様式（第10条関係）

年 月 日

板橋区私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金確定通知書

年 月 日付け板橋区私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金実績報告書に基づき、板橋区私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金の額を下記のとおり確定したため、通知します。

記

補助金確定額

金 _____ 円

別記第5号様式（第11条関係）

板橋区私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付請求書

金額	百万	十万	万	千	百	十	一	円
----	----	----	---	---	---	---	---	---

ただし、____年 ____月 ____日付け ____第 ____号 ____により交付額が確定された
____年度板橋区私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金として、
上記金額の交付を請求します。

(宛先) 東京都板橋区長

年 ____月 ____日

幼稚園名		
所在地		
設置者	住所	
	名称	
	代表者氏名	

板橋区私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

(宛先) 東京都板橋区長

幼稚園名		
所在地		
設置者	住所	
	名称	
	代表者氏名	

年 月 日付け 第 号で交付額の確定通知を受けた板橋区私立幼稚園
新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
については、下記のとおり報告します。

記

1 補助金確定額

金 _____ 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 _____ 円

3 添付資料

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、
特定収入の割合を確認できる資料）